

監第984号-6  
令和5年1月23日

請求人 (略)

山梨県監査委員	中澤和樹
同	小泉久司
同	土橋亨
同	水岸富美男

### 住民監査請求について（通知）

令和4年12月1日に郵送により提出のあった11月30日付け山梨県職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、要件審査の結果は次のとおりである。

なお、請求書の内容に不足が認められたため、12月5日付けで補正を求めたところ、同月12日に補正書類が提出された。

#### 第1 請求の要旨

請求書に基づき、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨を、概ね次のとおりと解した。

山梨県知事は、標準保険料率を算定・公表しており、山梨県の国民健康保険特別会計（以下「山梨県国保特別会計」という。）の令和3年度実質単年度収支は17億9012万円の黒字であると山梨県ホームページで広報している。

このことは、山梨県知事の令和3年度山梨県国保特別会計の前提である標準保険料率の設定における誤りを明示している。つまり、不当な予算編成だったといえる。

この結果、山梨県民は不当な国民健康保険料を納付することになり、家計における損害を受けた。

この損害を是正するために、令和5年度山梨県国保特別会計においては、標準保険料率の適正な設定のための措置を請求する。

## 第2 要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は普通地方公共団体の住民が、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、違法・不当に⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実があると認めるときは、当該行為によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件措置請求に係る山梨県が算定する国民健康保険の標準保険料率は、国のガイドラインに基づき全国統一のルールにより算定し、市町村が保険料（税）率を決定する際の参考として示すものであり、具体的な財務会計上の行為を伴っていないことから、上記①から⑥のいずれにも該当しない。

また、請求人が指摘する17億9012万円の黒字については、令和3年度の山梨県内27市町村及び1国民健康保険組合における決算状況を集計した数値であって、そもそも山梨県国保特別会計の状況を表したものではない。

更に、住民監査請求が適法となるためには、執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為により、当該地方公共団体に現に損害が生じているか、又は将来損害が生じるおそれがあることが要件となるが、請求人は山梨県民の家計における損害に言及しており、山梨県に生じた損害について述べていない。

以上から、請求人の本件措置請求の内容は住民監査請求の対象となる要件を具備していると認めることはできない。

## 第3 審査結果

本件措置請求については、自治法第242条第1項に定める要件を欠き不適法であるため却下することと決定した。